

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）

※本文のみ

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">制 定 平成 15 年 3 月 10 日</p> <p style="text-align: center;">国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 <u>令和 6 年 10 月 11 日</u> <u>国自貨第 391 号</u> <u>国自安第 94 号</u> <u>国自整第 158 号</u></p> <p>第 4 条 過積載の防止 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「法」という。）<u>第 15 条</u>第 3 項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第 4 条及び第 34 条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。</p> <p>第 7 条 点呼等 1・2 （略） 3. 第 5 項関係 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 (1)業務前点呼 ①・② （略）</p>	<p style="text-align: center;">制 定 平成 15 年 3 月 10 日</p> <p style="text-align: center;">国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号</p> <p style="text-align: center;">最終改正 令和 6 年 10 月 1 日 国自貨第 363 号 国自安第 78 号 国自整第 147 号</p> <p>第 4 条 過積載の防止 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「法」という。）<u>第 17 条</u>第 3 項において、事業者について、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者、特定自動運行保安員その他の従業員に対する過積載による運送の指示の禁止が定められているが、規則第 4 条及び第 34 条において、さらに従業員に対する過積載による運送の防止についての日常的な指導及び監督を義務付けたものである。</p> <p>第 7 条 点呼等 1・2 （略） 3. 第 5 項関係 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。 (1)業務前点呼 ①・② （略）</p>

③ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

④～⑩ (略)

(2)中間点呼

①・② (略)

③ 運転者等が従事している運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

④～⑨ (略)

(3)業務後点呼

①・② (略)

③ 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は車両番号その他の当該事業用自動車を識別できる記号、番号等

④～⑨ (略)

(4) (略)

第 8 条 業務の記録

1. 業務の記録は運転者等の業務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第 8 条第 1 項第 6 号については、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。また規則第 8 条第 1 項第 7 号については、集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を控除した時間（以下「待機時間」という。）が 30 分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。

(4) (略)

2・3 (略)

③ 運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑩ (略)

(2)中間点呼

①・② (略)

③ 運転者等が従事している運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑨ (略)

(3)業務後点呼

①・② (略)

③ 運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等

④～⑨ (略)

(4) (略)

第 8 条 業務の記録

1. 業務の記録は運転者等の業務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。

(1)・(2) (略)

(3) 規則第 8 条第 1 項第 6 号イについては、過積載による運送の有無を判断するために記録するものであるので、貨物の重量又は貨物の個数、貨物の荷台等への積付状況等を可能な限り詳細に記録させること。また規則第 8 条第 1 項第 6 号ロについては、集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を控除した時間（以下「待機時間」という。）が 30 分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。

(4) (略)

2・3 (略)

4. 第1項第10号の趣旨は、規則第9条の3第3項の場合には、当該運転者等は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を業務の記録において当該運転者等に記録させるものである。

5. 第2項に規定する運行記録計は、輸送の安全を確保するための「安全運転管理」のみならず、労働時間の適正化に伴う「労務管理（荷待ち時間・荷役時間の可視化を含む）」にも有効であることから、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第48条の2第2項の規定に適合する車載部を有するもしくは組込型デジタル式運行記録計を導入することが推奨される。

第9条の5 運転者等台帳

1～4 （略）

5. 運転者等台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者等台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

第9条の6 貨物軽自動車運転者等台帳

貨物軽自動車運転者等台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて貨物軽自動車運転者等台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

第10条 従業員に対する指導及び監督

1～4 （略）

5. 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。）により、貨物自動車運送事業の全部又は一部の承継があった場合において、承継前の事業者で運転者として常時選任されていた者又は乗務していた者が、引き続き、承継後の事業者で運転者として常時

4. 第1項第8号の趣旨は、規則第9条の3第3項の場合には、当該運転者等は営業所を出発するとき運行指示書を携行していないため、運行管理者が新たに作成した運行指示書及びこれによる指示の内容を業務の記録において当該運転者等に記録させるものである。

（新設）

第9条の5 運転者等台帳

1～4 （略）

5. 運転者等台帳の作成・保存については、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第3条第1項及び第5条第1項の規定により、書面の作成・保存に代えて運転者台帳に係る電磁的記録の作成・保存を行うことができる。

（新設）

第10条 従業員に対する指導及び監督

1～4 （略）

5. 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（譲受人の譲り受けた運送事業が譲渡人の譲り渡した運送事業と継続性及び同一性を有すると認められるものに限る。）により、貨物自動車運送事業の全部又は一部の承継があった場合において、承継前の事業者で運転者として常時選任されていた者が、引き続き、承継後の事業者で運転者として常時選任される者（承継

選任される者又は乗務する者（承継前の事業者から当該者についての運転者等台帳又は貨物軽自動車運転者等台帳及びこれに添付する指導監督指針第2章1から5まで以外の部分に規定する書面又はこれらの写しを承継後の事業者が引き継いだ者に限る。）となる場合については、第2項第2号の運転者に該当しない者として取り扱って差し支えない。

6. 自動車事故報告規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第90号）の施行の日以前に貨物軽自動車運送事業経営届出書の届出を行った貨物軽自動車運送事業者において、当該施行の日以前に第2項第2号の「初めて事業用自動車に乗務する者」に対する特別な指導が行われたことが明確に記録されている場合は、当該施行の日以後の特別な指導が行われたものとみなして差し支えない。

7. 運転者として新たに雇い入れた者又は初めて事業用自動車に乗務する者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。

8. 運転者として新たに雇い入れた者又は初めて事業用自動車に乗務する者が65才以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。

9. 運転者として新たに雇い入れた者又は初めて事業用自動車に乗務する者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断及び適齢診断を受診させたものとみなして差し支えない。

10. 指導監督指針第2章2(2)②及び(3)②の「添乗等により指導する」とは、原則として、添乗により安全運転の実技を実施することを指し、安全運転の実技を実施するための場所を有する外部の専門的機関を活用する場合にあっては、添乗に代えて、ドライブレコーダーの記録により運転者の運転状況を確認し、指導することができることとする。

11. 指導監督指針第2章2(2)②及び(3)②の趣旨は、事業者において、運行の安全の確保に必要な実技に関する指導の徹底を期するものであり、したがって、事業者は、運転者の技量を見極めつつ、運行の安全の確保に支障がないと認められるまで当該運転者に対して指導を継続して実施する必要があり、指導

前の事業者から当該者についての運転者台帳及びこれに添付する指導監督指針第2章1から5まで以外の部分に規定する書面又はこれらの写しを承継後の事業者が引き継いだ者に限る。）については、第2項第2号の運転者に該当しない者として取り扱って差し支えない。

(新設)

6. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当する場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断を受診させたものとみなして差し支えない。

7. 運転者として新たに雇い入れた者が65才以上である場合には、適齢診断を受診させたことをもって、初任診断とみなして差し支えない。

8. 運転者として新たに雇い入れた者が第2項第1号の「事故を引き起こした者」に該当し、かつ、65才以上である場合には、特定診断Ⅰ又は特定診断Ⅱを受診させたことをもって、初任診断及び適齢診断を受診させたものとみなして差し支えない。

9. 指導監督指針第2章2(2)②の「添乗等により指導する」とは、原則として、添乗により安全運転の実技を実施することを指し、安全運転の実技を実施するための場所を有する外部の専門的機関を活用する場合にあっては、添乗に代えて、ドライブレコーダーの記録により運転者の運転状況を確認し、指導することができることとする。

10. 指導監督指針第2章2(2)②の趣旨は、一般貨物自動車運送事業者等において、運行の安全の確保に必要な実技に関する指導の徹底を期するものであり、したがって、一般貨物自動車運送事業者等は、運転者の技量を見極めつつ、運行の安全の確保に支障がないと認められるまで当該運転者に対して指導を

監督指針に掲げる時間の実施では必ずしも十分ではないことに留意しなければならない。

12. 指導監督指針第2章3(1)②及び③の規定に基づく指導の実施時期については、「やむを得ない事情がある場合」のほか、添乗による安全運転の実技により、事業者が安全な運転に必要な技能を備えていると判断した運転者に対しては、その後の添乗による安全運転の実技に限り、乗務を開始した後1か月以内に指導を実施しても差し支えない。

13～15 (略)

第19条 運行管理者の氏名等の届出

1. 運行管理者選任(解任)届出書の様式は、別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任(解任)届出書の様式を作成することとして差し支えない。

2 (略)

3. 法16条第3項においては「遅滞なく」届け出ることとなっているが、本条項の趣旨からみて遅くとも一週間以内には届け出るよう指導すること。

4～6 (略)

第20条 運行管理者の業務

1. 本条に規定する運行管理者の業務は、法第16条第2項に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務のうち運行管理者に行わせるべき最低限の業務の範囲を定めたものであるから、これらの事項の処理を妨げない範囲でこれ以上の職務を事業者が定めることは差しつかえないが、定めた場合には、運行管理規程に記載するよう指導すること。

2 (略)

第33条の2 貨物軽自動車安全管理者の氏名等の届出

1. 貨物軽自動車安全管理者の選任、解任及び記載事項の変更の届出書は、別添の様式を参考として地方運輸局において様式を作成することとして差し支え

継続して実施する必要がある、20時間の実施では必ずしも十分ではないことに留意しなければならない。

11. 指導監督指針第2章3(1)②の規定に基づく指導の実施時期については、「やむを得ない事情がある場合」のほか、添乗による安全運転の実技により、一般貨物自動車運送事業者等が安全な運転に必要な技能を備えていると判断した運転者に対しては、その後の添乗による安全運転の実技に限り、乗務を開始した後1か月以内に指導を実施しても差し支えない。

12～14 (略)

第19条 運行管理者の選任等の届出

1. 運行管理者選任(解任)届出書の様式は、電子情報処理組織による届出については別添のとおりとする。

また、これによらない届出については別添の様式を例として地方運輸局において運行管理者選任(解任)届出書の様式を作成することとして差し支えない。

2 (略)

3. 法18条第3項においては「遅滞なく」届け出ることとなっているが、本条項の趣旨からみて遅くとも一週間以内には届け出るよう指導すること。

4～6 (略)

第20条 運行管理者の業務

1. 本条に規定する運行管理者の業務は、法第18条第2項に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務のうち運行管理者に行わせるべき最低限の業務の範囲を定めたものであるから、これらの事項の処理を妨げない範囲でこれ以上の職務を事業者が定めることは差しつかえないが、定めた場合には、運行管理規程に記載するよう指導すること。

2 (略)

(新設)

ない。

2. 貨物軽自動車運送事業者が選任し、届出を行う必要がある貨物軽自動車安全管理者は、運行の安全の確保のために必要な事項に関する知識を身に付けた上で、事業用貨物軽自動車の運行の安全の確保に関する業務を管理する者である。貨物軽自動車安全管理者は、事業者に課せられている義務のうち、次に掲げる業務を行うものとする。一人で事業を行っている者であっても、貨物軽自動車運送事業者に課せられている義務を理解し、自らが次に掲げる業務を行うこと。

なお、法第36条の2の趣旨からして、貨物軽自動車安全管理者は自らが所属する貨物軽自動車運送事業者においてのみ選任されるものであり、当該事業者における他の営業所の貨物軽自動車安全管理者を兼務することはできない。

(1) 第3条第3項の規定により、運転者が休憩又は睡眠のために利用することができる施設を適切に管理すること。

(2) 第3条第4項の規定により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。

(3) 第3条第5項の規定により、同項の運転者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

(4) 第3条第6項の規定により、運転者の健康状態の把握に努め、同項の運転者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。

(5) 第4条の規定により、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

(6) 第5条の規定による貨物の積載方法について、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

(7) 第7条の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器を常時有効に保持すること。

(8) 第8条の規定により、運転者に対して記録させ、及びその記録を保存すること。

(9) 第9条の2の規定により、同条各号に掲げる事項を記録し、及びその記録を保存すること。

(10) 第 9 条の 6 の規定により、貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

(11) 第 10 条（第 5 項を除く。）の規定により、運転者に対する指導、監督及び特別な指導を行うとともに、同条第一項及び第三項による記録及び保存を行うこと。

(12) 第 10 条第 2 項の規定により、運転者に適性診断を受けさせること。

(13) 第 11 条に規定する場合にあっては、同条の規定による措置を講ずること。

(14) 自動車事故報告規則第 5 条の規定により定められた事故防止対策に基づき、事業用自動車の運行の安全の確保について、運転者に対する指導及び監督を行うこと。

3. 貨物軽自動車運送事業経営届出書の届出後、事業を開始する前までに速やかに、貨物軽自動車安全管理者を選任する必要があることを事業者に指導すること。

4. 貨物軽自動車安全管理者選任届出の際には、貨物軽自動車安全管理者講習や貨物軽自動車安全管理者定期講習（以下「貨物軽講習等」という。）の修了証明書の写しの添付又は法第 36 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する者であることを証明する書類を求め、確認すること。

5. 法 36 条の 2 第 2 項においては「遅滞なく」届け出ることとなっているが、本条項の趣旨からみて遅くとも一週間以内には届け出るよう事業者に指導すること。

第 33 条の 3 貨物軽自動車安全管理者定期講習の受講期間

（新設）

1. 貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者に対し、選任した日を起点として以後 2 年以内ごとに貨物軽自動車安全管理者定期講習を受講させるよう指導すること。

2. 貨物軽講習等の受講履歴については、保安担当が、監査担当と連携をとって登録貨物軽自動車安全管理者講習機関又は登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関に対し、定期的に貨物軽講習等の実績報告を求めるなど貨物軽講習等の受講状況の把握に努めること。

附 則（令和 6 年 10 月 11 日付け国自貨第 391 号、国自安第 94 号、国自整第 158

（新設）

号)

改正後の通達は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）の施行の日から施行する。ただし、貨物軽自動車運送事業者にあつては、第33条の2で規定される貨物軽自動車安全管理者の業務について、当該施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、貨物軽自動車安全管理者として選任されていない者が当該業務を行っても差し支えない。